

香取市教育委員会会議録

令和7年4月定例会議

- | | | | |
|---|-----------|--|-----------------------|
| 1 | 期 日 | 令和7年4月24日（木） | 開会 午後2時
閉会 午後2時53分 |
| 2 | 場 所 | 香取市役所5階 504会議室 | |
| 3 | 出席委員 | 教育長 堀 越 洋
教育委員 芦 田 優 子
教育委員 増 田 進 一
教育委員 鳥 次 由紀子 | |
| 4 | 欠席委員 | 教育長職務代理者 伊 藤 博 和 | |
| 5 | 傍聴者 | 1名 | |
| 6 | 出席職員 | 教育次長 本 宮 茂 幸
教育総務課長 石 橋 敏 幸
学校教育課長 高 橋 進
生涯学習課長 福 代 宏
生涯学習課副参事 菅 生 和 代
香取市学校給食センター所長 林 千 鶴
教育総務課教育総務班長 大八木 奈津子 | |
| 7 | 開会宣言 | 堀越 教育長 | |
| 8 | 会議録署名人の指名 | 芦田 委員 増田 委員 | |
| 9 | 前回会議録の承認 | 令和7年4月臨時会議録を承認 | |

10 教育長報告

教育委員の皆様におかれましては、各小中学校の入学式に参加して祝辞を述べていただき、ありがとうございました。
年度初めで各種会議、定例会等が多くありました。本来でしたら丁寧にお伝えすべきところですが、本日は議決事項が14件、報告事項が1件と案件が全部で15件ございますので、公務報告については紙面にての報告とさせていただきますと思います。

11 議決事項

議案第1号

教育財産の用途廃止（旧伊地山幼稚園）について

教育長

議案第1号「教育財産の用途廃止（旧伊地山幼稚園）について」、事務局から提案理由説明をお願いいたします。

教育総務課長

議案第1号「教育財産の用途廃止について」ご説明いたします。

議案書3ページ及び4ページをご覧ください。
本件は、旧香取市立伊地山幼稚園の建物と土地について、民間企業の利活用を理由とした、普通財産への移管に伴い、用途廃止するものです。
建物は管理・教室棟225㎡と倉庫13㎡、土地は一筆783㎡です。
経過についてですが、令和2年3月に、地元の伊地山地区でレンコンの有機栽培を行い、販売する「株式会社H S S アグリ」より、当該施設を有効活用したいとの企画提案が香取市財政課にあり、その後、令和7年3月19日開催の香取市公有財産等活用検討委員会で計画を進めることが決定いたしました。
施設の活用内容ですが、レンコンの洗浄から出荷加工まで行う加工場として活用します。
用途廃止後は、財政課に旧伊地山幼稚園の建物・土地を引き継ぎ、貸付等の契約事務手続きを行います。

別冊の議案第1号参考資料の2ページ目をご覧ください。
当該土地・建物の配置図となります。赤い線の囲みの中が土地と建物の用途廃止箇所です。
なお、矢印にて、一部用途廃止と示した土地ですが、平成27年2月に香取広域市町村圏事務組合からの申し出により、土地の一部を消防団器具庫用地として、すでに用途廃止しております。
続く資料3ページは建物平面図、4ページは航空図となっております。

教育長

ただいま提案理由の説明が終わりました。
それでは、議案第1号について質疑に入ります。
質問等ございませんでしょうか。

委員

ありません。

教育長

議案第1号「教育財産の用途廃止（旧伊地山幼稚園）について」、採決します。
賛成の方は挙手を願います。

委員・審議

全員賛成

教育長 全員賛成と認め、議案第1号は原案のとおり可決しました。

議案第2号 香取市教育支援委員会委員の委嘱又は任命について
議案第3号 香取市教育支援委員会の調査員の任命について

教育長 議案第2号と議案第3号については、香取市教育支援委員会に関わる関連案件ですので、提案理由説明と質疑を一括して行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員 異議なし

教育長 それでは、事務局から提案理由説明をお願いいたします。

学校教育課長 議案第2号「香取市教育支援委員会委員の委嘱又は任命について」ご説明します。

教育支援委員会は、特別な教育的ニーズのある児童生徒について、調査資料をもとに、子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、就学について検討し、適切な指導及び支援に資するための組織です。また、この会議の審議結果は、就学相談や就学指導の大きな拠り所となります。

香取市教育支援委員会委員の任期は2年間で、香取市教育支援委員会条例に基づき、令和6年度改選し、12名の委員を委嘱又は任命しましたが、今年度の人事異動等により、4名欠員となりました。

従いまして、新たに4名の委員の委嘱又は任命をさせていただくことになります。

後任の委員の任期は、前任者の残任期間となります。

続きまして、議案第3号「香取市教育支援委員会の調査員の任命について」ご説明します。

調査員は、特別な教育的ニーズのある児童生徒について、実態を調査し、教育支援委員会に調査結果を報告する役割がございます。

任期は1年間です。

香取市教育支援委員会条例第7条の規定に基づき、計23名の任命についてご審議願います。

教育長 ただいま提案理由の説明が終わりました。

それでは、議案第2号と議案第3号について質疑に入ります。

質問等ございませんか。

委員 ありません。

教育長 それでは、議案第2号「香取市教育支援委員会委員の委嘱又は任命について」、採決します。

4名の委嘱又は任命ですが、一括採決でよろしいでしょうか。

委員 異議なし

教育長	では、一括で採決を行います。賛成の方は挙手をお願いします。
委員・審議	全員賛成
教育長	全員賛成と認め、議案第2号は原案のとおり可決しました。
教育長	次に、議案第3号「香取市教育支援委員会の調査員の任命について」、採決します。 23名の任命ですが、一括採決でよろしいでしょうか。
委員	異議なし
教育長	では、一括で採決を行います。賛成の方は挙手を願います。
委員・審議	全員賛成
教育長	全員賛成と認め、議案第3号は原案のとおり可決しました。
議案第4号 議案第5号 議案第6号	令和7年度香取市特別支援連携協議会の委員の委嘱又は任命について 令和7年度香取市専門家チーム会議の委員の委嘱又は任命について 令和7年度香取市巡回相談員の委嘱について
教育長	議案第4号から第6号については、香取市特別支援教育体制推進事業に関わる関連案件ですので、提案理由説明と質疑を一括して行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。
委員	異議なし
教育長	それでは、事務局から提案理由説明をお願いいたします。
学校教育課長	香取市特別支援教育体制推進事業につきまして提案いたします。 初めに、議案第4号「令和7年度香取市特別支援連携協議会の委員の委嘱又は任命について」ご説明します。 香取市では、香取市特別支援教育体制推進事業に基づき、特別支援教育を推進しています。 特別支援連携協議会は、香取市特別支援連携協議会要綱第3条の規定により、委員を委嘱又は任命するものでございます。 任期は1年間で、委員は再任8名、新任5名の13名です。 続きまして、議案第5号「令和7年度香取市専門家チーム会議の委員の委嘱又は任命について」ご説明します。 香取市専門家チーム会議は香取市専門家チーム会議要綱第3条の規定により、委員を委嘱又は任命するものでございます。 任期は1年間で、委員は再任8名、新任1名の9名となります。

続きまして、議案第6号「令和7年度香取市巡回相談員の委嘱について」
ご説明します。

香取市巡回相談員は各園・学校・保護者からの要請を受け、委員が学校等
を訪問し、教職員への指導・助言にあたります。
また、専門家チームと密に連携を図り、広い視野に立った学校支援を行います。
任期は1年間で、再任7名、新任1名の8名を巡回相談員を委嘱するもの
でございます。

参考資料としまして、今、申しあげました体制の体制図が示してあります
ので、こちらも参照いただければと思います。
特別支援連携協議会、専門家チーム会議、巡回相談が連携し合って活動を
進めていく様子を表しております。

教育長

ただいま提案理由の説明が終わりました。
それでは、議案第4号から議案第6号について質疑に入ります。
質問等ございませんか。

委員・質疑

専門家チーム会議の会議が行われるのは、月に何回かではなく、要請が
あった時に集まるといったものでしょうか。

学校教育課長

必要な時にという場面もありますが、基本的には定例で行っております。
巡回相談は要請に応じてとなっております。

委員・質疑

特別支援教育に関する資料を見てますと、これだけ手厚く行うということ
は、特別な教育を要する子供の数が香取市としては増えているということ
ででしょうか。

学校教育課長

かなり増えております。

委員・質疑

全体の児童生徒におけるパーセンテージは、どれくらいのものになるの
ででしょうか。

学校教育課長

令和6年度をもとに申し上げます。
児童数が10年前は5,526人、5年前は4,731人、令和6年は3,997人
特別支援の方に在籍していた児童数が10年前は195名、5年前は273名、令
和6年は335名
パーセンテージで申し上げますと10年前が3.5% 5年前が5.8% 令和6
年度が8%
かなりの増加が見て取れますが、特に深刻に重要視しているのが多動症の
生徒です。
平成24年度は43名でしたが、令和5年度で124名、令和6年度については
132名と毎年10名弱増えている状況です。
こうした教育的ニーズに合わせた教育の重要性というものが伺われます。

教育長

それでは、採決に入らせていただきます。
議案第4号「令和7年度香取市特別支援連携協議会委員の委嘱又は任命に
ついて」、採決します。
13名の委嘱又は任命ですが、一括採決でよろしいでしょうか。

委員

異議なし

教育長	では、一括で採決を行います。賛成の方は挙手をお願いします。
委員・審議	全員賛成
教育長	全員賛成と認め、議案第4号は原案のとおり可決しました。
教育長	次に、議案第5号「令和7年度香取市専門家チーム会議の委員の委嘱又は任命について」、採決します。 9名の委嘱又は任命ですが、一括採決でよろしいでしょうか。
委員	異議なし
教育長	では、一括で採決を行います。賛成の方は挙手を願います。
委員・審議	全員賛成
教育長	全員賛成と認め、議案第5号は原案のとおり可決しました。
教育長	続いて、議案第6号「令和7年度香取市巡回相談員の委嘱について」、採決します。 8名の委嘱ですが、一括採決でよろしいでしょうか。
委員	異議なし
教育長	では、一括で採決を行います。賛成の方は挙手を願います。
委員・審議	全員賛成
教育長	全員賛成と認め、議案第6号は原案のとおり可決しました。

議案第7号 令和7年度香取市学校評議員の委嘱又は任命について

教育長	議案第7号「令和7年度香取市学校評議員の委嘱又は任命について」、事務局から提案理由説明をお願いいたします。
学校教育課長	議案第7号「令和7年度香取市学校評議員の委嘱又は任命について」ご説明します。 香取市立小学校及び中学校管理規則第15条の規程により、香取市学校評議員の委嘱について教育委員会議の同意を求めるものです。 各学校の校長より推薦のあった候補者は、議案書16ページ以降の学校評議員案のとおりです。 任期は、委嘱の日からその年度末、令和8年3月31日までです。 ご審議のほどよろしくお願いします。

教育長	ただいま提案理由の説明が終わりました。 それでは、議案第7号について質疑に入ります。 質問等ございませんか。
委員	ありません。
教育長	それでは、議案第7号「令和7年度香取市学校評議員の委嘱又は任命について」、採決します。 4校の各学校より4名から6名、延べ20名の委嘱又は任命ですが、一括採決でよろしいでしょうか。
委員	異議なし
教育長	では、一括で採決を行います。賛成の方は挙手を願います。
委員・審議	全員賛成
教育長	全員賛成と認め、議案第7号は原案のとおり可決しました。

議案第8号 令和7年度香取市学校運営協議会の委員の委嘱又は任命について

教育長	議案第8号「令和7年度香取市学校運営協議会の委員の委嘱又は任命について」、事務局から提案理由説明をお願いいたします。
学校教育課長	議案第8号「令和7年度香取市学校運営協議会の委員の委嘱又は任命について」説明させていただきます。 香取市立小中学校における学校運営協議会の運営に関する規則第4条第2項の規程により、香取市学校運営協議会の委員の委嘱又は任命について教育委員会議の同意を求めるものです。 各学校の校長より推薦のあった候補者は、議案書21ページ以降の学校運営協議会委員案のとおりです。 任期は、任命の日からその年度末の令和8年3月31日までです。 ご審議のほどお願いいたします。
教育長	ただいま提案理由の説明が終わりました。 それでは、議案第8号について質疑に入ります。 質問等ございませんか。
委員・質疑	学校運営協議会のメンバーを見てみると、女性の方が圧倒的に少ない学校も見受けられ、全体的に少ないように思われますが、そういったことはあまり考えずに依頼しているのでしょうか。
学校教育課長	こちらからは男女比については特に指定はしておりません。 地域に関わりのある方をお願いしております。

委員・質疑	学校運営に関して男性女性問わず色々あるかと思いますが、女性の方が母親目線であったりなどきめ細やかな配慮ができると思いますので、女性がもう少し多いと良いと思いました。 学校関係者とPTA会長が占めている学校、区長が何名もいる学校など、等人選というものは一括してお任せてしているということでしょうか。
学校教育課長	一定の規定はあるのですが、それにのっとっている形ではあります。
委員・意見	地域との連携・協働という視点で考えると、大人数の学校で区長などがいないので地域の方との連携が取りづらいというのも困ると思いますので、地域の方が入ってこれるような協議会の人選を考えていただけたらと思います。
委員・質疑	学校評議員の学校が4校、残りの18校が学校運営協議会となっております。 どちらも学校運営に関する意見や助言をする会とは思いますが、なぜ協議会の方が増えて、評議員の方が少ないのでしょうか。 学校運営協議会は平成20年代前半に栗源小中学校が県の指定を受けて、推進目標が全国の10パーセント栗源小中学校だけだったと思うのですがこのように増えた理由を教えてください。
学校教育課長	香取市では令和8年度を目標に、全ての学校で学校運営協議会に移行の予定です。 昨年度は3校で実施していたのですが、計画に沿って、学校側が令和7年度からは運営協議会に移るとして、今年は大きく変わった年です。 4校につきましては、もう少し準備期間が欲しいという結論になり評議員会となっておりますが、来年度中には運営協議会になる見込みでいます。 しかし、形だけということではなく、地域で納得してもらえる説明をしっかりしていくという方針ですので、あくまでも予定となっております。
委員・質疑	栗源の小中学校は小学校と中学校が隣接しているということでコミュニティスクールの研究指定を受けていたので、色々な行事が行われて地域の皆さんが入ってきてくれていました。 小中学校一緒に行っていたことが小学校と中学校で分かれた理由はどういったことでしょうか。
学校教育課長	良さもありますが課題もあって、小中学校別にといった部分も必要だと経緯の中であり、一緒になるよりも今の形を選んだと聞いております。 山田小学校なども中学校が隣接しておりますし、地域が一つになるということは市としては目指すかたちの一つではありますので、協議を重ねているところです。
教育長	以前は栗源小学校、中学校一緒に評議員会議を行っていました。 今後、こういった形態で会議を行うかはわかりませんが、小中の連携や地域性の強い地区ですので関連はあるかと推測されます。 県の方でもコミュニティスクールの導入を推奨している面がありまして、教育長の研修会でも導入率などの資料をいただいているところです。
教育長	それでは、議案第8号「令和7年度香取市学校運営協議会委員の委嘱又は任命について」、採決します。 各学校7名から10名、延べ137名の委嘱又は任命ですが、一括採決でよろしいでしょうか。

委員	異議なし
教育長	では、一括で採決を行います。賛成の方は挙手を願います。
委員・審議	全員賛成
教育長	全員賛成と認め、議案第8号は原案のとおり可決しました。

議案第9号 香取市学校給食センター運営委員会の委員の委嘱又は任命について

教育長	議案第9号「香取市学校給食センター運営委員会の委員の委嘱又は任命について」、事務局から提案理由説明をお願いします。
-----	---

学校給食 センター所長	議案第9号「香取市学校給食センター運営委員会の委員の委嘱又は任命について」ご説明させていただきます。 議案書41ページから42ページをご覧ください。 学校給食センターの運営に関する事項について審議するため、香取市学校給食センター管理運営規則第6条第2項の規定により、香取市学校給食センター運営委員会の委員の委嘱又は任命を行うものです。 運営委員会委員は、小中学校長・給食校保護者・香取健康福祉センター長・学校医・学校歯科医・学校薬剤師ならびに識見を有する者15名以内をもって組織すると規定されており、現在は13名で構成しております。 令和7年度規則を改正し、任期を1年としたことから改めて委員の委嘱又は任命をするもので、新任7名、再任6名の計13名です。 ご審議の程、お願いします。
----------------	---

教育長	ただいま提案理由の説明が終わりました。 それでは、議案第9号について質疑に入ります。 質問等ございませんか。
-----	---

委員	ありません。
----	--------

教育長	それでは、議案第9号「香取市学校給食センター運営委員会の委員の委嘱又は任命について」採決します。 13名の委嘱又は任命ですが、一括採決でよろしいでしょうか。
-----	--

委員	異議なし
----	------

教育長	では、一括で採決を行います。賛成の方は挙手を願います。
-----	-----------------------------

委員・審議	全員賛成
-------	------

教育長	全員賛成と認め、議案第9号は原案のとおり可決しました。
-----	-----------------------------

議案第10号 香取市食物アレルギー対策検討委員会の委員の委嘱又は任命について

- 教育長 議案第10号「香取市食物アレルギー対策検討委員会の委員の委嘱又は任命について」、事務局から提案理由説明をお願いします。
- 学校教育課長 議案第10号「香取市食物アレルギー対策検討委員会の委員の委嘱又は任命について」ご説明いたします。
こちらは、香取市食物アレルギー対策検討委員会設置要綱第3条に基づき、委嘱又は任命を行うものです。
名簿につきましては、議案書44ページから45ページとなりますが、1番から13番につきましては香取市学校給食センター運営委員会の委員を委嘱又は任命することを提案させていただき、14番から17番につきましては養護教諭の代表を任命することを提案させていただきます。
養護教諭の代表は各学校の状況及び地区等を踏まえております。
最後の18番に学級担任等の代表を任命させていただくことを提案させていただき、こちらは学級の状況等を踏まえております。
以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。
- 教育長 ただいま提案理由の説明が終わりました。
それでは、議案第10号について質疑に入ります。
質問等ございませんか。
- 委員 ありません。
- 教育長 それでは、議案第10号「香取市食物アレルギー対策検討委員会の委員の委嘱又は任命について」採決します。
18名の委嘱又は任命ですが、一括採決でよろしいでしょうか。
- 委員 異議なし
- 教育長 では、一括で採決を行います。賛成の方は挙手を願います。
- 委員・審議 全員賛成
- 教育長 全員賛成と認め、議案第10号は原案のとおり可決しました。

議案第11号 令和7年度教科用図書香取採択地区協議会の委員の選出について

- 教育長 議案第11号「令和7年度教科用図書香取採択地区協議会の委員の選出について」ですが、本件は、教科用図書の採択に係る委員の選任の案件です。
教科用図書採択にかかる公正確保の観点から、香取市教育委員会会議規則第6条の規定により、秘密会にしたいと思います。
賛成の方の挙手をよろしくお願いいたします。
- 委員 全員賛成

教育長 全員挙手ですので、議案11号については、秘密会といたします。
関係職員以外の方は退席をお願いいたします。

～～～ 以降、秘密会とする。 ～～～

(審 議)

～～～ 審議後、秘密会を解く。～～～

議案第12号 香取市社会教育委員の委嘱又は任命について

教育長 議案第12号「香取市社会教育委員の任命について」、事務局から提案理由説明をお願いいたします。

生涯学習課長 議案第12号「香取市社会教育委員の委嘱又は任命について」ご説明いたします。
議案書49ページをお開きください。
社会教育委員は、社会教育に関する諸計画の立案等につきまして、意見や助言を行うため設置されております。
社会教育委員の任期は2年で、令和6年5月1日付けで15名を委嘱又は任命しておりますが、委員に任命しておりました学校教育関係者の人事異動に伴い、新たな選出により、この度2名の方に新たに任命するものです。
なお、任期につきましては残任期間の令和8年4月30日までとなります。

教育長 ただいま提案理由の説明が終わりました。
それでは、議案第12号について質疑に入ります。
質問等ございませんか。

委員 ありません。

教育長 それでは、議案第12号「香取市社会教育委員の任命について」採決します。
2名の任命ですが、一括採決でよろしいでしょうか。

委員 異議なし

教育長 では、一括で採決を行います。賛成の方は挙手を願います。

委員・審議 全員賛成

教育長 全員賛成と認め、議案第12号は原案のとおり可決しました。

議案第13号

伊能忠敬記念館協議会の委員の委嘱について

教育長

議案第13号「伊能忠敬記念館協議会の委員の委嘱について」、事務局から提案理由説明をお願いいたします。

生涯学習課長

議案第13号「伊能忠敬記念館協議会委員の委嘱について」ご説明させていただきます。
それでは、議案書51ページをご覧ください
伊能忠敬記念館協議会は、博物館法の規定を受け、伊能忠敬記念館の設置及び管理に関する条例により、委員6人以内で設置することが定められております。
委員の任期につきましては2年で、令和6年6月1日に6名を委嘱しておりますが、社会教育関係者から選出している委員1名について人事異動に伴う新たな選出により、委嘱するものでございます。
なお、任期につきましては残任期間の令和8年5月31日までとなります。

教育長

ただいま提案理由の説明が終わりました。
それでは、議案第13号について、質疑に入ります。
質問・ご意見等ございませんか。

委員

ありません。

教育長

議案第13号「伊能忠敬記念館協議会の委員の委嘱について」、採決します。
賛成の方は挙手を願います。

委員・審議

全員賛成

教育長

全員賛成と認め、議案第13号は原案のとおり可決しました。

議案第14号

香取市スポーツ推進審議会の委員の委嘱又は任命について

教育長

議案第14号「香取市スポーツ推進審議会の委員の委嘱又は任命について」、事務局から提案理由説明をお願いいたします。

生涯学習課
副参事

議案第14号「香取市スポーツ推進審議会の委員の委嘱又は任命について」ご説明させていただきます。

議案書53ページ、54ページとなります。
香取市スポーツ推進審議会は、スポーツ基本法第31条の規定により、地方スポーツ推進計画、その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議するために設置されております。
本件は、委員の任期が満了することに伴いまして、10名の方に委嘱又は任命するものです。
再任の方が7名、新任の方が3名となっております。
なお、任期につきましては、令和7年4月1日から令和9年3月31日までとなります。

教育長	ただいま提案理由の説明が終わりました。 それでは、議案第14号について、質疑に入ります。 質問等ございませんか。
委員	ありません。
教育長	それでは、議案第14号「香取市スポーツ推進審議会の委員の委嘱又は任命について」採決します。 10名の委嘱又は任命ですが、一括採決でよろしいでしょうか。
委員	異議なし
教育長	では、一括で採決を行います。賛成の方は挙手を願います。
委員・審議	全員賛成
教育長	全員賛成と認め、議案第14号は原案のとおり可決しました。

1 2 報告事項

報告第 1 号 第22期香取市青少年相談員の委嘱について

教育長	続いて、報告に入ります。 報告第 1 号「第22期香取市青少年相談員の委員の委嘱について」、事務局から説明をお願いいたします。
生涯学習課長	報告第 1 号「第22期香取市青少年相談員の委員の委嘱について」ご説明いたします。 地域における青少年健全育成を図る目的で、千葉県を設置要綱に基づき委嘱している青少年相談員につきましては、3年間の任期満了を迎えたため、新たに第22期青少年相談員として134名が委嘱されました。 任期につきましては、令和7年4月1日から令和10年3月31日までとなります。 氏名等につきましては、議案書56ページから61ページの名簿のとおりとなります。 以上報告させていただきます。
教育長	ただいまの報告について、質問等ございませんか。
委員・質疑	青少年相談員の任期ですが、最長で何期までできるのでしょうか。
生涯学習課長	年齢的な基準で、55歳までとなっております。
委員・質疑	それまででしたら、何期でもできるということでしょうか。
生涯学習課長	そのようになります。

教育長 以上で報告第1号は終わります。

1.3 その他

教育長 委員の皆様から何かありますか。

委員 ありません。

教育長 事務局から何かありますか。

教育総務課長 5月定例教育委員会議について

1.4 閉会宣言 堀越 教育長